



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 30 日 (火)
第 8 5 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (572) (東部振興課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (573) (農地・水保全課) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (574) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (575) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (576) (〃) 3
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビスの事業の廃止の届出 (577) (〃) 3
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (36) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) 4
	制限付一般競争入札の実施 (教育センター) 7
	落札者の決定 (倉吉農業高等学校) 10
◇ 正 誤	平成25年1月15日付鳥取県告示第32号中訂正 10

告 示

鳥取県告示第572号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年9月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みんなの家
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
檜山 智秋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市鹿野町鹿野2999-6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、児童及びその保護者を対象に障害児を含む児童の健全育成を行う事業、高齢者を含む障害を持つ人とその家族を対象に生活支援を行う事業、また、障害の有無に関わらず地域住民に交流の場を提供する事業を行い、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員の職務

鳥取県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業中山2期地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年7月30日から同年8月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
大山町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日

から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月30日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
白鳥ケアサービス株式会社	ケアプランはくちょう	米子市皆生温泉二丁目14-13	平成25年8月1日

鳥取県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社桜笑喜デイサービス	桜笑喜デイサービス	鳥取市国府町宮下1083	平成25年7月23日	通所介護

鳥取県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社桜笑喜デイサービス	桜笑喜デイサービス	鳥取市国府町宮下1083	平成25年7月23日	介護予防通所介護

鳥取県告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年 7 月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション松並	鳥取市松並町一丁目228	居宅介護、重度訪問介護	平成25年6月30日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年 7 月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
1 略 2 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護老人福祉施設にし まち幸朋苑</td> <td>鳥取市西町五丁目108</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>特別養護老人ホームは まゆう</td> <td>鳥取市服部204</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3・4 略	施設名	所在地	略		介護老人福祉施設にし まち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	特別養護老人ホームは まゆう	鳥取市服部204	略		1 略 2 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護老人福祉施設にし まち幸朋苑</td> <td>鳥取市西町五丁目108</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3・4 略	施設名	所在地	略		介護老人福祉施設にし まち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	略	
施設名	所在地																		
略																			
介護老人福祉施設にし まち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108																		
特別養護老人ホームは まゆう	鳥取市服部204																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
介護老人福祉施設にし まち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108																		
略																			

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

タンデム四重極／リニアイオントラップ型液体クロマトグラフ質量分析装置 1 式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年 2 月 28 日 (金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が医療・理化学機器類の理化学機器に登録されている者であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年 8 月 9 日（金）午後 5 時まで 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成25年 7 月 30 日（火）から同年 9 月 25 日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成25年 7 月 30 日（火）から同年 9 月 25 日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7431又は7433

電子メールb_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒682-0704 東伯郡湯梨浜町南谷526-1

鳥取県生活環境部衛生環境研究所

電話 0858-35-5411

(3) 入札説明書の交付方法

平成25年7月30日（火）から同年9月4日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年7月30日（火）から同年9月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年9月13日（金）午前11時から同月25日（水）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで。（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、9月24日（火）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成25年9月25日（水）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札

ア 電子入札については、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を、平成25年9月4日（水）午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合にお

いて、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例と定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに、電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Liquid chromatograph/triple quadrupole linear ion trap mass spectrometer

(2) September 4, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 25, 2013 Noon : Time-limit for submission of tenders

September 24, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts
Contractand Suppliers Office Tottori Prefecture Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7431 or 7433

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育情報通信ネットワークWebフィルタライセンス貸借 一式（17,000ライセンス）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 調達案件に係る貸借期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

(5) 納入期限

平成25年9月30日(月)

ただし、発注者の行う導入作業(試用版ライセンスで可とする。)が平成25年9月6日から開始できるようにすること。

(6) 入札方法

入札書に記載する金額は、1の(4)の期間における貸借料を(4)の期間(60月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に60を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業務区分が事務用機器の電気通信機器類であること。

なお、当該資格区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年8月2日(金)午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) この調達公告の日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店所在地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター総務課(12,000ライセンス)

鳥取県情報政策課(5,000ライセンス)

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター総務課

電話 0857-28-2321 (代)

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年7月30日(火)から8月7日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年8月28日(水)午後2時

鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター第2研修室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2)この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年8月7日(水)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 7 月 30 日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 日 置 栄 治

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 25 年 6 月 10 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社マルテ S F
鳥取市南安長二丁目 633-1 |
| 5 落 札 金 額 | 30,114,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 25 年 4 月 30 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立倉吉農業高等学校
倉吉市大谷 166 |

正 誤

平成 25 年 1 月 15 日付鳥取県公報号外第 1 号の鳥取県告示第 32 号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6
行 下から 8
誤 字 鍛冶屋谷
正 字 鍛冶屋谷